

令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託 募集要項(公募型プロポーザル)

1 案件名称

令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

2025年日本国際博覧会(以下「万博」という。)での「空飛ぶクルマ」の万博会場と大阪市内の「2地点間運航」の実現とその後の商用運航拡大にあたっては、十分な住民理解が不可欠であることから、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現により市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて広く共有し、社会受容性の向上につなげることを目的とする。

今般、この目的を達成するため、次の委託業務内容について、民間事業者のもつノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 委託業務の内容

具体内容については、別紙1『令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託仕様書』(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 11,518 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※令和7年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※契約の締結は令和7年度大阪市予算の成立以降に行う。

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供可能な資料、貸与品等

VRコンテンツが入ったVRゴーグル(PICO 4 Enterprise)(8台)、のぼり(2基)、パネル(2セット)、コンセプトムービー(2種類)、チラシ

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面と併せて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 直近 1 か年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わずドローンによる撮影業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。
- キ 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず実写映像を活用した VR コンテンツ制作を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。
- ク 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ケ 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからクの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、力及びキについては、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。
 - (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- 公募開始 令和 7 年 2 月 21 日（金）
- 質問受付期限 令和 7 年 3 月 3 日（月）
- 質問に対する回答 令和 7 年 3 月 7 日（金）（予定）
- 参加申請関係書類の提出期限 令和 7 年 3 月 14 日（金）
- 参加資格審査結果通知 令和 7 年 3 月 19 日（水）（予定）
- 企画提案書類の提出期限 令和 7 年 3 月 27 日（木）
- プレゼンテーション審査 令和 7 年 4 月上旬（予定）
- 選定結果通知 令和 7 年 4 月下旬（予定）

- 契約締結・事業開始 令和7年5月中旬（予定）
- 事業完了 令和8年3月31日（火）

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和7年3月3日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年3月7日（金）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わずドローンによる撮影業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し
- (オ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず実写映像を活用したVRコンテンツ制作を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し
- (カ) 使用印鑑届（様式5）
- (キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (ク) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ケ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (サ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2，その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (シ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

- ※ (ロ) 及び (サ) は、「未納の額がないことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※ (カ) ～ (シ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (オ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わずドローンによる撮影業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し
- (カ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず実写映像を活用したVRコンテンツ制作を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し
- (キ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (ク) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (ケ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (コ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (サ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (シ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2，その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ス) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (セ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
 - ※ (ウ) ～ (エ) 及び (ケ) ～ (ス) は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
 - ※ (サ) 及び (シ) は、「未納の額がないことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
 - ※ (キ) ～ (ス) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記**9**のEメールあてに、「件名：参加申請_令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記**9**の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和7年3月19日（水）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A4判（両面印刷）42ページまで（表紙や目次も制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさは（ポイント数）11ポイントとする。

A VRコンテンツ制作にかかる撮影業務

仕様書**5（1）ア**及び**イ**について詳細に提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・ドローンの空撮エリア（大阪市であることがわかるランドマーク含む。）・飛行高度について、具体的に提案すること。
- ・想定する撮影者・ドローンオペレーター（ドローンパイロット）の候補者について具体的に提案すること。
- ・使用を想定するドローンについて具体的に提案すること。

B 空飛ぶクルマ理解促進のためのVRコンテンツ制作業務

仕様書**5（2）**の項目ごとに提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・VRコンテンツのテーマについて具体的に提案すること。
- ・コンテンツ制作にかかるシナリオ、ナレーションについて具体的に提案すること。またキャプションを追加する場合も具体的に提案すること。
- ・シナリオの提案にあたっては、絵コンテ等でわかりやすく表現すること。
- ・ナレーション又はキャプションについては、完成時のイメージなどがわかるよう提案すること。

C VRゴーグルの納品・コンテンツのインストール

仕様書**5（3）ア**及び**イ**について提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・購入を予定している VR ゴーグル（ヘッドマウントディスプレイ）の仕様について詳細に記載すること。

D 制作したコンテンツ等を用いた空飛ぶクルマの社会受容性向上につながる啓発事業企画運営等業務

仕様書 5（4）アからオについて詳細に提案すること。併せて、参加者の関心を引くための戦略を詳細に提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・想定する啓発事業の内容・構成、実施場所、実施時期及び参加者について、具体的に提案すること。
- ・制作する VR コンテンツを体験する際の手順や、一人当たりにより要する時間、安全対策等について提案すること。
- ・仕様書で定めるコンテンツのほか、目的を果たすためにより効果が見込まれるコンテンツ等がある場合は、その使用方法及び内容について具体的に提案すること。
- ・参加者を募るための広報の手法について、具体的に提案すること。

E 実施運営体制及び全体スケジュール

VR コンテンツ制作にかかる撮影、コンテンツ制作及び啓発事業にかかる実施運営体制について、役割分担やスタッフの配置など、詳細に提案すること。また、業務執行にかかる全体スケジュールを作成のうえ提案すること。特に、VR コンテンツ制作にかかる撮影およびコンテンツ制作のスケジュールについては、関係各所への届出・申請等を含め具体的な手順を記載すること。

F 安全管理等

本事業における事故等の防止などにかかる安全対策や、事故発生時の対応及び連絡体制、また啓発事業における参加者に対する接遇について、詳細に提案すること。

G 実績内容

- ・令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わずドローンによる撮影業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）並びに、その際に工夫したことなどを具体的に記載すること。
- ・令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず実写映像を活用した VR コンテンツ制作を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）並びに、その際に工夫したことなどを具体的に記載すること。

H 提案見積書

- ・積算内訳については、単価・人数・数量・月数など、積算を詳細に記載すること。（様式自由）
- ・共同事業体による参加や再委託を実施する際には、その業務ごとの分担と一致するよう記載すること。なお、再委託の定義については「再委託に関する特記仕様書」によるものとし、再委託の予定金額についても記載すること。

イ 提出部数

正本（上記 6（3）ア（ア）～（イ））1部（記名したもの）

副本（上記 6（3）ア（ア）～（イ））8部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和7年3月27日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、専門性を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和7年4月上旬（予定）

※詳細は、上記 6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階
大阪市経済戦略局 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり30分程度（うち説明15分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※ 実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

	評価項目	配点	
事業目的等の理解	・当事業の目的、内容等を理解し、的確に反映されたものとなっているか。	10点	
企画力	VRコンテンツについて ・仕様書の内容に沿って、空飛ぶクルマの実現によりもたらされる新たな価値・サービス等について市民等の理解を深める内容となっているか。 ・世代等を問わず、幅広い層が興味や関心を持ちやすいような創意工夫がされた構成内容となっているか。 ・空撮エリア、VRコンテンツのシナリオやキャプションなどが具体的かつわかりやすく提案されているか。	30点	40点
	・制作したコンテンツ等を用いた空飛ぶクルマの社会受容性向上につながる啓発事業企画運営の内容については、空飛ぶクルマの社会受容性の向上に繋がる内容になっているか。	10点	
撮影・技術	・提案された動画等を撮影するための撮影機材、技術、人員がそろっているか。	15点	
実現可能性	・ドローンの飛行地点は、飛行可能かつ社会受容性の向上に効果的な場所が選定されているか。 ・スケジュールはコンテンツ制作の具体的な手順が示され、妥当で、無理なく適切に業務実施できるものになっているか。 ・制作したコンテンツ等を用いた空飛ぶクルマの社会受容性向上につながる啓発事業企画運営・業務については、無理なく適切に実施できるものになっているか。	10点	
実績	・ドローンによる空撮及びVR技術を活用したコンテンツ制作を元請として履行した実績が十分にあるか。	10点	
安全性	・業務を実施する際の安全管理や連絡体制などが適切であるか。	10点	
価格	・費用積算の妥当性など	5点	
	合計（委員1名あたり）	100点	

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合は、次の評価項目の順に点数を評価し、受注予定者とする。

- ① 「企画力」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ② 上記①における合計点が同じ場合は、「撮影・技術」の得点が高い者を受注予定者とする。
- ③ 上記②における得点が同じ場合は、「事業目的等の理解」の得点が高い者を受

注予定者とする。

④ 上記③における得点が同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

- ウ 合計点について、1委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(3)の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果はすべての参加者に対し、令和7年4月下旬(予定)に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となるすべての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和7年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)

- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記7(2)において、1委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。